

乙第1号議案から
乙第43号議案まで

令和4年第1回沖縄県議会(定例会)議案 (その4)

令和4年2月15日提出

沖 縄 県

目 次

議案番号	議案名	ページ
乙第1号議案	沖縄県首里城歴史文化継承基金条例	1
乙第2号議案	沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例及び沖縄県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	3
乙第3号議案	沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	5
乙第4号議案	東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための沖縄県職員の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部を改正する条例	6
乙第5号議案	沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	8
乙第6号議案	沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例	9
乙第7号議案	沖縄県石油価格調整税条例の一部を改正する条例	11
乙第8号議案	沖縄県行政書士試験手数料条例の一部を改正する条例	12
乙第9号議案	沖縄県生活環境保全条例の一部を改正する条例	13
乙第10号議案	沖縄県青少年保護育成条例の一部を改正する条例	15
乙第11号議案	沖縄県子どもの貧困対策推進基金条例の一部を改正する条例	16
乙第12号議案	沖縄県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例及び沖縄県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例	17
乙第13号議案	公立大学法人沖縄県立看護大学への職員の引継ぎに係る沖縄県の内部組織を定める条例	18
乙第14号議案	公立大学法人沖縄県立看護大学の設立に伴う関係条例の整理に関する条例	19
乙第15号議案	沖縄県農作物種苗生産条例	25
乙第16号議案	沖縄県県民の森の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	28
乙第17号議案	沖縄県火薬類製造業許可、高圧ガス製造許可申請等手数料条例の一部を改正する条例	29
乙第18号議案	沖縄県新型コロナウイルス感染症対応中小企業事業資金調達支援基金条例の一部を改正する条例	30

目 次

議案番号	議案名	ページ
乙第19号議案	沖縄県観光振興基金条例	31
乙第20号議案	沖縄県屋外広告物条例の一部を改正する条例	33
乙第21号議案	沖縄県国営沖縄記念公園内施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	35
乙第22号議案	沖縄県宅地建物取引業免許申請等手数料条例の一部を改正する条例	36
乙第23号議案	沖縄県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	37
乙第24号議案	沖縄県立高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例	38
乙第25号議案	沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例	39
乙第26号議案	沖縄県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	40
乙第27号議案	沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例	42
乙第28号議案	沖縄県風俗案内業の規制に関する条例の一部を改正する条例	46
乙第29号議案	沖縄県青少年によるテレホンクラブ等営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例の一部を改正する条例	47
乙第30号議案	工事請負契約についての議決内容の一部変更について	48
乙第31号議案	工事請負契約についての議決内容の一部変更について	49
乙第32号議案	工事請負契約についての議決内容の一部変更について	50
乙第33号議案	工事請負契約についての議決内容の一部変更について	51
乙第34号議案	訴えの提起について	52
乙第35号議案	財産損傷事故に関する和解等について	55
乙第36号議案	車両損傷事故に関する和解等について	57
乙第37号議案	車両損傷事故に関する和解等について	59
乙第38号議案	損害賠償請求事件の和解等について	61

目 次

議案番号	議案名	ページ
乙第39号議案	損害賠償の額の決定について	63
乙第40号議案	包括外部監査契約の締結について	64
乙第41号議案	公立大学法人沖縄県立看護大学の中期目標を定めることについて	65
乙第42号議案	副知事の選任について	71
乙第43号議案	沖縄県教育委員会教育長の任命について	72

沖縄県首里城歴史文化継承基金条例

(設置)

第1条 首里城に象徴される沖縄の固有の歴史及び文化の継承を目的として、県が行う事業の費用の財源に充てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、沖縄県首里城歴史文化継承基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な線戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(1) 伝統的な建造物（これと一体として設置される物件を含む。）の建造又は修繕に関する専門的な知識又は技術を有する人材の育成を県が行う事業の費用の財源に充てるとき。

(2) 歴史的又は文化的に重要な施設の整備その他歴史的風致の維持及び向上を図るために県が行う事業の費用の財源に充てるとき。

(規則への委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和4年2月15日提出

沖縄県知事 玉城康裕

理 由

首里城に象徴される沖縄の固有の歴史及び文化の継承を目的として、沖縄県首里城歴史文化継承基金を設置し、その管理及び処分に関し必要な事項を定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例及び沖縄県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第43号）の一部を次のように改正する。

第16条第13号中「職員が」を削り、同条中第14号を第15号とし、第13号の次に次の1号を加える。

(14) 不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1
暦年について5日（当該通院等が体外受精その他の人事委員会規則で定める不妊治療に係るものである場合にあつては、10日）の範囲内の期間

(沖縄県職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 沖縄県職員の育児休業等に関する条例（平成4年沖縄県条例第6号）の一部を次のように改正する。

目次中「第4章 部分休業（第26条—第29条）」を
置（第30条・第31条）」
に改める。
「第4章 部分休業（第26条—第29条）」を
「第5章 任命権者が講ずべき措
置（第30条・第31条）」
に改める。

第2条第4号ア(ア)を削り、同号ア(イ)中「特定職に引き続き」を「引き続いで任命権者と同じくする職（以下「特定職」という。）に」に改め、同号ア(イ)を同号ア(ア)とし、同号ア(イ)を同号ア(イ)とする。

第26条第2号中「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して人事委員会規則で定める」に改め、同号ア及びイを削る。

本則に次の1章を加える。

第5章 任命権者が講ずべき措置

(妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等)

第30条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育

児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第31条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年2月15日提出

・沖縄県知事 玉城康裕

理 由

国及び他の都道府県の状況を考慮し、妊娠、出産、育児等と仕事との両立支援制度を充実させるため、不妊治療のための特別休暇を設けるほか、非常勤職員の育児休業及び部分休業の要件を緩和するとともに、任命権者が講ずべき措置を定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例（平成18年沖縄県条例第65号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項第1号中「、同項第2号の児童福祉司（次号に掲げる職員を除く。）並びに児童及びその家庭につき心理学的判定の業務に従事する職員」を削り、同項第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「前号」を「前項第2号」に、「850円」を「1,120円」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。・

(2) 前項第2号の児童福祉司（次号に掲げる職員を除く。）並びに児童及びその家庭につき心理学的判定の業務に従事する職員 900円

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第9条の規定は、令和3年4月1日から適用する。（社会福祉手当の内払）
- 2 改正後の条例第9条の規定を適用する場合においては、改正前の沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例第9条の規定により支給された社会福祉手当は、改正後の条例第9条の規定による社会福祉手当の内払とみなす。

令和4年2月15日提出

沖縄県知事 玉城康裕

理 由

社会経済情勢の変化や業務内容の特殊性等を勘案し、児童相談所に勤務する児童福祉司等に係る社会福祉手当の支給額を改める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための沖縄県職員の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部を改正する条例

東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための沖縄県職員の特殊勤務手当の特例に関する条例（平成24年沖縄県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項を次のように改める。

職員が次に掲げる作業に従事したときは、防疫等作業手当を支給する。この場合において、沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例第22条の規定は、適用しない。

- (1) 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下同じ。）の病原体に汚染され、若しくは汚染されているおそれがある施設等のうち人事委員会規則で定める施設等の内部又はこれに準ずる区域として人事委員会が認めるものにおいて、新型コロナウイルス感染症から県民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって人事委員会規則で定めるもの
- (2) 新型コロナウイルス感染症から県民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業（前号に掲げるものを除く。）のうち、新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者に接して行う作業又はこれに準ずる作業であって、人事委員会規則で定めるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条第1項第2号の規定は、令和2年4月6日から適用する。

令和4年2月15日提出

沖縄県知事 玉城康裕

理 由

新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者に接して行う作業等に従事した職員に対し、特殊勤務手当を支給する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県の事務処理の特例に関する条例（平成12年沖縄県条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中59の項を60の項とし、30の項から58の項までを1項ずつ繰り下げ、29の項の次に次のように加える。

30 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号。以下この項において「法」という。）及び難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成26年厚生労働省令第121号。以下この項において「施行規則」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 法第6条第1項に規定する申請の受理に関する事務 (2) 法第10条第1項に規定する変更の申請の受理に関する事務 (3) 施行規則第13条第1項の規定による変更の届出の受理に関する事務 (4) 施行規則第27条第1項に規定する申請書の受理に関する事務	那覇市
---	-----

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年2月15日提出

沖縄県知事 玉城康裕

理 由

難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく知事の権限に属する事務の一部を、
権限移譲の協議が調った那覇市が処理することとする等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

沖縄県使用料及び手数料条例（昭和47年沖縄県条例第47号）の一部を次のように改正する。

別表第1工芸振興センター使用料の項を次のように改める。

工芸振興 センター 使用料	染色耐光試験機	1時間につき	680円	1時間未満 の場合は、 1時間として計算する。
	染色摩擦試験機	同	450円	
	染色洗濯試験機	同	450円	
	染色汗試験機	同	450円	
	糸引張試験機	同	520円	
	コンピュータカッティングマシン	同	1,470円	
	万能ミキサー	同	140円	
	N C ルーター	同	1,700円	
	微粒子粉碎機	同	300円	
	分光測色計	同	80円	

別表第2工芸振興センター手数料の項を次のように改める。

工芸振興 センター 手数料	繊維の試 験	引張り強さ及び伸び試験	1点につき	1,590円	日本産業規 格6級まで とする。
		番手（纖度）試験	同	1,210円	
		糸長試験	同	1,210円	
		捺り数試験	同	1,210円	
	曲げ試験	同	1,490円		
	染色堅ろ う度試験	耐光試験	1点につき	4,730円	
		洗濯試験	1点につき	1,560円	
		汗試験	同	1,390円	
	摩擦試験	同	1,390円		
	染料、材 料又は薬	粒度分布測定試験	1点につき	1,410円	

剤測定試験				
物性試験	比重測定	1 件につき	1, 580円	
	含水率測定	1 件につき	1, 790円	絶乾重量法による場合
	塗料一般試験	1 件につき	1, 770円	
製品試験	家具強度試験	1 点につき	1, 420円	
	家具耐久性試験	同	14, 650円	

別表第3 電気工事士免状書換え手数料の項中「2, 100円」を「2, 700円」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年2月15日提出

沖縄県知事 玉城康裕

理 由

工芸振興センターの機器の使用料等について徴収根拠を廃止するほか、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正されたことに伴い、電気工事士免状書換え手数料の額を改める等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

乙第7号議案

沖縄県石油価格調整税条例の一部を改正する条例

沖縄県石油価格調整税条例（平成27年沖縄県条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「令和4年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年2月15日提出

沖縄県知事 玉城康裕

理 由

県内における石油製品の価格の調整及び安定的供給を図るため、条例の有効期限を令和6年3月31日まで延長し、引き続き石油価格調整税を課する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

沖縄県行政書士試験手数料条例の一部を改正する条例

沖縄県行政書士試験手数料条例（平成12年沖縄県条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「7,000円」を「10,400円」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年2月15日提出

沖縄県知事 玉城康裕

理 由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正されたことに伴い、行政書士試験に係る手数料の額を改める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

沖縄県生活環境保全条例の一部を改正する条例

沖縄県生活環境保全条例（平成20年沖縄県条例第43号）の一部を次のように改正する。

目次中「第23条の9」を「第23条」に改める。

第2条第6号中「たい積」を「堆積」に改め、「物質」の次に「（石綿を除く。）」を加え、同条第7号及び第8号を削り、同条第9号中「一般粉じん発生施設」を「粉じん発生施設」に、「一般粉じんを」を「粉じんを」に、「一般粉じんが」を「粉じんが」に改め、同号を同条第7号とし、同条第10号を削り、同条中第11号を第8号とし、第12号を第9号とし、第13号を第10号とする。

第4条第2項、第19条の見出し並びに同条第1項及び第2項、第20条第1項、第21条並びに第22条中「一般粉じん発生施設」を「粉じん発生施設」に改める。

第23条の2から第23条の9までを削る。

第50条第1項中「一般粉じん発生施設」を「粉じん発生施設」に改める。

第53条第1項中「、解体等工事の発注者若しくは受注者、自主施工者若しくは特定工事を施工する者」、「、解体等工事に係る建築物等の状況、特定粉じん排出等作業の状況」及び「若しくは解体等工事に係る建築物等若しくは解体等工事の現場」を削り、「、解体等工事に係る建築物等その他の」を「その他の」に改める。

第58条を次のように改める。

第58条 第8条第1項、第10条第1項、第25条又は第27条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、3月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

第59条第1号中「、第23条の3第1項」を削る。

附則第3項及び附則第7項の表中「一般粉じん発生施設」を「粉じん発生施設」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にされた改正前の沖縄県生活環境保全条例（次項において「旧条

例」という。) 第19条第1項若しくは第3項、第20条第1項又は第23条第1項において準用する第13条若しくは第14条の規定による一般粉じん発生施設に係る届出(沖縄県生活環境保全条例の一部を改正する条例(平成27年沖縄県条例第38号)附則第2項の規定により一般粉じん発生施設に係る届出とみなされた届出を含む。)は、それぞれ、改正後の第19条第1項若しくは第3項、第20条第1項又は第23条第1項において準用する第13条若しくは第14条の規定による粉じん発生施設に係る届出とみなす。

- 3 この条例の施行の日から起算して14日を経過する日前に開始した旧条例第23条の3第1項の規定による届出を要した特定粉じん排出等作業については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

- 4 この条例の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

令和4年2月15日提出

沖縄県知事 玉城康裕

理由

大気汚染防止法及び大気汚染防止法施行令の一部が改正され、石綿を含有する全ての建築材料が規制の対象とされたことを踏まえ、特定粉じん排出等作業を伴う建設工事の発注者の届出等の義務を廃止する等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

沖縄県青少年保護育成条例の一部を改正する条例

沖縄県青少年保護育成条例（昭和47年沖縄県条例第11号）の一部を次のように改正する。

第5条第1号を次のように改める。

(1) 青少年 18歳に満たない者をいう。

第16条中「とって」を「取って」に改める。

第17条の2の見出し及び同条第1項中「みだら」を「淫ら」に改める。

第17条の3中「だ液」を「唾液」に改める。

第18条第1号中「みだら」を「淫ら」に改め、同条第3号中「覚せい剤」を「覚醒剤」に改め、同条第4号中「とばく」を「賭博」に改める。

第18条の2第1項中「そそのかし」を「唆し」に改める。

第18条の4第1号中「だ液」を「唾液」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第16条、第17条の2、第17条の3、第18条、第18条の2及び第18条の4の改正規定は、公布の日から施行する。

令和4年2月15日提出

沖縄県知事 玉城康裕

理 由

民法の一部が改正され、成年年齢が引き下げられるとともに、女性の婚姻開始年齢が引き上げられること等を踏まえ、青少年の定義を改める等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

沖縄県子どもの貧困対策推進基金条例の一部を改正する条例

沖縄県子どもの貧困対策推進基金条例（平成28年沖縄県条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成34年3月31日」を「令和14年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和4年2月15日提出

沖縄県知事 玉城康裕

理 由

子どもの貧困対策を推進するための事業を引き続き実施するため、沖縄県子どもの貧困対策推進基金の設置期間を延長する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

沖縄県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例及び沖縄県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

(沖縄県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の一部改正)

第1条 沖縄県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（平成30年沖縄県条例第25号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「令和4年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

(沖縄県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 沖縄県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（平成30年沖縄県条例第27号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「令和4年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年2月15日提出

沖縄県知事 玉城康裕

理 由

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令等の一部が改正されたことに伴い、特例に係る経過措置の期限を延長する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

公立大学法人沖縄県立看護大学への職員の引継ぎに係る沖縄県の内部組織を定める条例

公立大学法人沖縄県立看護大学の設立に伴い地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第59条第2項の規定により条例で定める県の内部組織は、公立大学法人沖縄県立看護大学の設立に伴う関係条例の整理に関する条例（令和4年沖縄県条例第 号）第1条の規定による廃止前の沖縄県立看護大学条例（平成10年沖縄県条例第32号）第1条に規定する沖縄県立看護大学とする。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年2月15日提出

沖縄県知事 玉城康裕

理 由

公立大学法人沖縄県立看護大学の設立に伴い、地方独立行政法人法第59条第2項の規定に基づき、同法人への職員の引継ぎに係る県の内部組織を定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

公立大学法人沖縄県立看護大学の設立に伴う関係条例の整理に関する条例

(沖縄県立看護大学条例の廃止)

第1条 沖縄県立看護大学条例（平成10年沖縄県条例第32号）は、廃止する。

(沖縄県立看護大学授業料等の徴収に関する条例の廃止)

第2条 沖縄県立看護大学授業料等の徴収に関する条例（平成10年沖縄県条例第33号）は、廃止する。

(沖縄県職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第4号中アを削り、イをアとし、ウをイとする。

第7条の2第1項を削り、同条第2項を同条とする。

第26条の2第1項中「又は大学の学長」を削り、同条第3項第1号を次のように改める。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会規則で定める勤務をした職員にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額）

第27条第2項中「し、大学の学長にあつては100分の167.5を乗じて得た額と」を削る。

第34条の2中第1項を削り、第2項を第1項とし、第3項を第2項とする。

別表第4中

「教 育 職 給 料 表 (1)

職員の区分	職務の級 号 級	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	円 216,400	円 277,100	円 324,300	円 406,000
	2	円 218,700	円 280,100	円 327,200	円 408,300
	3	円 220,900	円 282,900	円 330,300	円 410,700

	4	223, 100	285, 700	333, 300	413, 200
	5	225, 200	288, 500	336, 500	415, 300
	6	227, 300	291, 000	339, 100	417, 800
	7	229, 500	293, 200	341, 700	420, 000
	8	231, 600	295, 600	344, 400	422, 500
	9	233, 900	298, 200	347, 400	424, 200
	10	236, 300	300, 700	350, 300	426, 700
	11	238, 700	303, 100	353, 400	429, 000
	12	241, 100	305, 700	356, 700	431, 300
	13	243, 200	308, 000	359, 500	432, 700
	14	245, 600	310, 000	361, 400	434, 900
	15	248, 000	312, 100	363, 600	437, 100
	16	250, 400	313, 800	366, 100	439, 400
	17	252, 400	316, 000	368, 300	441, 500
	18	255, 500	318, 100	370, 500	443, 900
	19	258, 600	320, 100	372, 600	446, 200
	20	261, 700	322, 100	374, 500	448, 600
	21	264, 600	324, 100	376, 500	450, 700
	22	267, 600	326, 500	378, 400	453, 000
	23	270, 500	329, 100	380, 400	455, 400
	24	273, 400	331, 900	382, 100	457, 700
	25	276, 200	333, 900	383, 500	459, 700
	26	278, 800	335, 900	385, 300	461, 900
	27	281, 300	338, 000	387, 100	464, 000
	28	284, 000	340, 400	389, 000	466, 200
	29	286, 800	342, 800	390, 900	468, 300
	30	289, 200	344, 900	392, 600	470, 600
	31	291, 400	346, 800	394, 300	472, 800
	32	293, 800	348, 600	396, 000	474, 900
	33	296, 000	350, 600	397, 600	476, 800
	34	298, 200	352, 700	399, 400	478, 900
	35	300, 700	354, 800	400, 900	481, 200
	36	302, 900	356, 800	402, 700	483, 400
	37	305, 400	358, 400	403, 800	485, 500
	38	307, 000	360, 400	405, 400	487, 500
	39	308, 700	362, 500	406, 900	489, 400
	40	310, 400	364, 400	408, 400	491, 300
	41	312, 300	366, 300	409, 300	493, 300
	42	312, 800	368, 200	410, 900	495, 200
	43	313, 700	370, 000	412, 400	496, 900
	44	314, 600	371, 800	414, 000	498, 800
	45	315, 500	373, 600	415, 300	500, 700
	46	316, 500	375, 400	416, 900	502, 500
	47	317, 300	376, 900	418, 300	504, 300
	48	318, 300	378, 700	419, 900	506, 200
	49	319, 200	380, 200	421, 300	507, 900
	50	320, 100	381, 800	422, 600	509, 600
	51	320, 900	383, 400	423, 900	511, 400

	52	321, 700	385, 100	425, 200	513, 300
	53	322, 900	386, 200	425, 900	514, 900
	54	323, 700	387, 700	426, 900	516, 500
	55	324, 500	389, 100	427, 800	518, 200
	56	325, 300	390, 700	428, 700	519, 800
	57	326, 000	392, 000	429, 600	521, 400
	58	327, 100	393, 400	430, 500	522, 700
	59	328, 200	394, 700	431, 400	524, 000
	60	329, 200	396, 200	432, 300	525, 200
	61	330, 200	397, 500	433, 200	526, 400
	62	331, 200	398, 900	434, 100	527, 400
	63	332, 300	400, 400	435, 100	528, 400
	64	333, 400	401, 900	436, 200	529, 400
再任用職員以外の職員	65	334, 100	402, 900	437, 100	530, 000
	66	335, 200	404, 000	438, 100	530, 900
	67	335, 900	405, 000	439, 100	531, 800
	68	337, 000	406, 100	440, 000	532, 700
	69	337, 600	407, 100	441, 000	533, 600
	70	338, 700	408, 000	442, 000	534, 400
	71	339, 600	408, 800	442, 900	535, 100
	72	340, 700	409, 600	443, 900	535, 600
	73	341, 000	410, 400	444, 900	536, 300
	74	342, 000	411, 300	445, 800	536, 800
	75	343, 000	412, 100	446, 700	537, 600
	76	344, 000	412, 900	447, 700	538, 200
	77	345, 000	413, 600	448, 500	538, 700
	78	346, 000	414, 000	449, 000	
	79	346, 900	414, 300	449, 700	
	80	347, 800	414, 600	450, 300	
	81	348, 800	414, 900	451, 100	
	82	349, 800	415, 200	451, 800	
	83	350, 800	415, 400	452, 100	
	84	351, 800	415, 700	452, 700	
	85	352, 400	416, 000	453, 100	
	86	353, 000	416, 300	453, 400	
	87	353, 600	416, 600	453, 700	
	88	354, 200	416, 900	454, 000	
	89	354, 800	417, 100	454, 300	
	90	355, 200	417, 400		
	91	355, 600	417, 700		
	92	356, 100	418, 000		
	93	356, 600	418, 200		
	94	357, 000	418, 500		
	95	357, 500	418, 800		
	96	358, 000	419, 100		
	97	358, 600	419, 300		
	98	359, 100	419, 600		
	99	359, 500	419, 900		

	100	360,000	420,100		
	101	360,400	420,300		
	102	360,900	420,600		
	103	361,200	420,900		
	104	361,700	421,100		
	105	362,200	421,300		
	106	362,600			
	107	363,100			
	108	363,600			
	109	364,000			
	110	364,500			
	111	365,000			
	112	365,400			
	113	365,800			
	114	366,200			
	115	366,700			
	116	367,100			
	117	367,500			
	118	367,900			
	119	368,400			
	120	368,800			
	121	369,100			
	122	369,500			
	123	370,000			
	124	370,300			
	125	370,700			
	126	371,200			
	127	371,700			
	128	372,100			
	129	372,500			
	特1			706,000	
	特2			761,000	
	特3			818,000	
	特4			895,000	
	特5			965,000	
再任用 職員		282,800	293,800	315,700	399,700

備考 この表は、大学に勤務する学長、教授、准教授、講師、助教、助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用し、4級の特1号給から特5号給までは、学長のみに適用する。

」

を削る。

別表第7中エを削り、才をエとし、カからコまでを才からケまでとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(沖縄県職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

2 沖縄県職員の育児休業等に関する条例（平成4年沖縄県条例第6号）の一部を次のように改正する。

第24条の表中「第34条の2第2項」を「第34条の2第1項」に改める。

(沖縄県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

3 沖縄県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成14年沖縄県条例第51号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「又は」を「が」に改める。

(沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

4 沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年沖縄県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「第7条の2第2項」を「第7条の2」に改める。

(沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

5 沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例（平成18年沖縄県条例第65号）の一部を次のように改正する。

第20条第1項第2号中「第5条第1項第4号イ」を「第5条第1項第4号ア」に改める。

第35条第1項中「第5条第1項第4号ウ」を「第5条第1項第4号イ」に改める。

第36条第1項及び第37条第1項第1号中「第5条第1項第4号イ」を「第5条第1項第4号ア」に改める。

第40条第1項中「第5条第1項第4号イ」を「第5条第1項第4号ア」に、「同号ウ」を「同号イ」に改める。

令和4年2月15日提出

沖縄県知事 玉城康裕

理由

公立大学法人沖縄県立看護大学の設立に伴い、公の施設として設置する沖縄県立看護大学は、同法人が設置及び管理を行うこととなったことから、沖縄県立看護大学条例等を廃止するとともに、関係条例の規定を整理する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

沖縄県農作物種苗生産条例

(目的)

第1条 この条例は、品質の高い農作物の安定的な生産のためには、本県の土壤、気候、風土その他の自然的条件に適する良質な種苗の安定的な供給が不可欠であることに鑑み、良質な種苗の生産の推進に関する基本理念、県の責務等を定めることにより、良質な種苗の安定的な供給を図り、もって本県の農業の持続的な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 種苗 農作物の生産のために栽培される植物の個体の全部又は一部であって、繁殖の用に供されるものをいう。
- (2) 特定農作物 種苗の生産を推進する事業を実施することにより、本県の農業の競争力の強化又は地域の活性化に特に資するものとして知事が認める農作物をいう。
- (3) 伝統的農作物 本県の伝統的な食文化に密接な関係がある農作物であって、本県において長年にわたって栽培されているものをいう。

(基本理念)

第3条 良質な種苗の生産の推進は、種苗が品質の高い農作物の安定的な生産のために欠くことのできない重要なものであるという認識の下に、県、種苗の生産者（以下「種苗生産者」という。）、農作物の生産者その他の関係者が相互に連携を図りながら協力することにより行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、良質な種苗の生産の推進に関する施策を実施する責務を有する。

(種苗生産者の努力)

第5条 種苗生産者は、基本理念にのっとり、良質な種苗を安定的に生産するために必要な知識及び技術の維持向上に努めるものとする。

2 種苗生産者は、県が実施する良質な種苗の生産の推進に関する施策について協力するよう努めるものとする。

(農作物の生産者の努力)

第6条 農作物の生産者は、基本理念にのっとり、良質な種苗を用いて農作物の生産を行うよう努めるものとする。

2 農作物の生産者は、県が実施する良質な種苗の生産の推進に関する施策について協力するよう努めるものとする。

(基本的施策)

第7条 県は、次に掲げる基本的な施策を講ずるものとする。

- (1) 特定農作物の本県の自然的条件に適した品種の育成に関する施策
- (2) 特定農作物の優良な品種の良質な種苗を安定的に生産する体制の整備に関する施策
- (3) 特定農作物の種苗生産者及び生産者の知識及び技術の維持向上に関する施策
- (4) 伝統的農作物の種苗の継承及び保存並びに活用に関する施策
- (5) 前各号に掲げる施策の実施により県が得た種苗の生産に関する知見の活用に関する施策

(知見等の提供)

第8条 知事は、農作物の品種の育成又は種苗の生産を目的とする者から、前条第1号から第4号までに掲げる施策の実施により県が得た種苗の生産に関する知見又は種苗（以下この条において「知見等」という。）の提供の依頼を受けた場合は、その農作物の品種の育成又は種苗の生産が本県の農業の振興に資すると認めるときに限り、知見等の提供の目的を達成するために必要な条件を付して、当該依頼に応じ、知見等の提供を行うことができる。

2 知事は、前項の規定により本県の農業の振興に資するものであるかどうかを判断するに当たっては、沖縄県農作物種苗審議会の意見を聽かなければならない。ただし、知見等を提供しても、本県の農業の持続的な発展を妨げるおそれがないことが明らかである場合には、この限りでない。

(財政上の措置)

第9条 県は、良質な種苗の生産の推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(沖縄県農作物種苗審議会)

第10条 この条例の規定に基づく諮問に応じて調査審議を行わせるため、沖縄県農作物種苗審議会（以下この条において「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、委員8人以内で組織する。
- 3 委員は、学識経験を有する者、関係団体の役員又は職員、関係行政機関の職員その他知事が適當と認める者のうちから、知事が任命する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（規則への委任）

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年2月15日提出

沖縄県知事 玉城康裕

理 由

良質な種苗の安定的な供給を図り、もって本県の農業の持続的な発展に寄与するため、良質な種苗の生産の推進に関する基本理念等を明らかにするとともに、県が施策の実施により得た知見等の提供に関し調査審議を行う附属機関を設置する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

沖縄県県民の森の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県県民の森の設置及び管理に関する条例（昭和62年沖縄県条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表第1 第1項中	研修室	1時間につき 410円
「		
	研修室	1時間につき 430円
を	木工室	1時間につき 730円

に改め、同表第2

項中「知事が」を「規則で」に改め、同項を同表第3項とし、同表第1項の次に次の1項を加える。

2 冷房設備

1時間につき400円以内で規則で定める額

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、別表第1第2項の改正規定（「知事が」を「規則で」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

令和4年2月15日提出

沖縄県知事 玉城康裕

理 由

沖縄県県民の森の施設の改修に伴い、研修室の利用に係る料金の基準額を改めるとともに、木工室及び冷房設備の利用に係る料金の基準額を定める等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

沖縄県火薬類製造業許可、高圧ガス製造許可申請等手数料条例の一部を改正する条例

沖縄県火薬類製造業許可、高圧ガス製造許可申請等手数料条例（平成12年沖縄県条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表第2の10の項中「高圧ガス保安法施行令」の次に「（平成9年政令第20号）」を加え、同表14の項中「9,300円」を「11,600円」に、「8,800円」を「11,100円」に、「8,700円」を「10,300円」に、「8,200円」を「9,800円」に改め、同表15の項中「7,900円」を「9,000円」に、「7,400円」を「8,500円」に、「6,200円」を「7,200円」に、「5,700円」を「6,700円」に改める。

別表第3の7の項中「110,000円」を「98,000円」に改め、同表9の項中「17,000円」を「15,000円」に改め、同表20の項中「21,400円」を「23,200円」に、「20,900円」を「22,700円」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、別表第2の10の項の改正規定は、公布の日から施行する。

令和4年2月15日提出

沖縄県知事 玉城康裕

理 由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正されたことに伴い、高圧ガス製造保安責任者試験手数料の額を改める等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

沖縄県新型コロナウイルス感染症対応中小企業事業資金調達支援基金条例の一部を改正する条例

沖縄県新型コロナウイルス感染症対応中小企業事業資金調達支援基金条例（令和3年沖縄県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

（处分）

第6条 基金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

- (1) 中小企業者の資金の借入れに係る利子の補給を県が行う事業の費用の財源に充てるとき。
- (2) 中小企業者の資金の借入れに係る保証料の減額に要する費用を県が補助する事業の費用の財源に充てるとき。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和4年2月15日提出

沖縄県知事 玉城康裕

理 由

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置によりその経営に影響を受けた中小企業者の資金の借入れに係る利子の補給を行う事業の費用の財源に充てるために基金を処分することとする必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

沖縄県観光振興基金条例

(設置)

第1条 国際競争力の高い魅力ある観光地の形成を図ることを目的として、県が行う事業の費用の財源に充てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、沖縄県観光振興基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

- (1) 観光旅客の受入れの体制の充実強化を図るための事業であって、県が行うものの費用の財源に充てるとき。
- (2) 観光地における環境及び良好な景観の保全を図るための事業であって、県が行うものの費用の財源に充てるとき。
- (3) 観光の振興に通じる文化芸術の継承及び発展並びにスポーツの振興を図るための事業であって、県が行うものの費用の財源に充てるとき。

- (4) 前3号に掲げるもののほか、地域社会の持続可能な発展を通じて国内外からの観光旅行の促進を図るための事業であつて、県が行うものの費用の財源に充てるとき。
(規則への委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年2月15日提出

沖縄県知事 玉城康裕

理 由

国際競争力の高い魅力ある観光地の形成を図ることを目的として、沖縄県観光振興基金を設置し、その管理及び処分に関し必要な事項を定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

沖縄県屋外広告物条例の一部を改正する条例

沖縄県屋外広告物条例（昭和50年沖縄県条例第28号）の一部を次のように改正する。

第47条の表中「浦添市 南城市 国頭村」を「浦添市（左欄1から7までに掲げる事務に限る。） 南城市 国頭村」に、

1 第6条第2項に規定する許可に関する事務 2 1に掲げるもののほか、この条例の施行のための規則に基づく事務であつて、別に規則で定めるもの	浦添市 南城市
1 第7条第7項に規定する許可に関する事務 2 1に掲げるもののほか、この条例の施行のための規則に基づく事務であつて、別に規則で定めるもの	浦添市
1 第6条第2項に規定する許可に関する事務 2 1に掲げるもののほか、この条例の施行のための規則に基づく事務であつて、別に規則で定めるもの	南城市

改める。

第53条を第54条とし、第48条から第52条までを1条ずつ繰り下げ、第47条の次に次の1条を加える。

（景観行政団体である市町村の特例）

第48条 法第3条から第5条まで、第7条及び第8条の規定に基づく条例の制定及び改廃に関する事務のうち浦添市の区域に係るものは、法第28条の規定により、当該市が処理することとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

令和4年2月15日提出

沖縄県知事 玉城康裕

理由

屋外広告物法に基づく条例の制定及び改廃に関する事務の一部を、権限移譲の協議が
調った景観行政団体である浦添市が処理することとする等の必要がある。
これが、この条例案を提出する理由である。

沖縄県国営沖縄記念公園内施設の設置及び管理に関する条例の一部 を改正する条例

沖縄県国営沖縄記念公園内施設の設置及び管理に関する条例（平成30年沖縄県条例第56号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「1,880円」を「2,180円」に、「1,500円」を「1,730円」に、「1,250円」
を「1,440円」に、「990円」を「1,140円」に、

620円	490円

を

「

710円	560円

」に改める。

別表第3中「3,760円」を「4,360円」に、「2,500円」を「2,880円」に、「1,240円」
を「1,420円」に改める。

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

令和4年2月15日提出

沖縄県知事 玉城康裕

理 由

沖縄県国営沖縄記念公園内施設のうち海洋博覧会地区内施設の入場料について、限度額の適正化を図る必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

沖縄県宅地建物取引業免許申請等手数料条例の一部を改正する条例

沖縄県宅地建物取引業免許申請等手数料条例（平成12年沖縄県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「7,000円」を「8,200円」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年2月15日提出

沖縄県知事 玉城康裕

理 由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正されたことに伴い、宅地建物取引士資格試験に係る手数料の額を改める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

沖縄県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和48年沖縄県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項第1号中「入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、知事が適當と認める連帯保証人1人の連署する」を削り、同条中第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

第19条第3項中「未納の家賃」を「賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務」に、「これを控除」を「その額を控除」に改める。

第42条第3項中「年5分の割合」を「法定利率」に改める。

第54条中「、第19条中「未納の家賃」とあるのは「未納の家賃及び割増賃料」と」を削る。

附則第3項中「過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域その他の」を削る。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第19条、第42条、第54条及び附則第3項の改正規定は、公布の日から施行する。

令和4年2月15日提出

沖縄県知事 玉城康裕

理 由

県営住宅の設置の目的を踏まえ、連帯保証人の確保を前提とした県営住宅の入居の手続を見直す等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

沖縄県立高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県立高等学校等の設置に関する条例（昭和47年沖縄県条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表第3中	「 沖縄県立与勝縁が丘中学校	うるま市勝連平安名3248番地	」
を	「 沖縄県立名護高等学校附属桜中学校 沖縄県立与勝縁が丘中学校	名護市大西五丁目17番1号 うるま市勝連平安名3248番地	に改める。

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

令和4年2月15日提出

沖縄県知事 玉城康裕

理 由

沖縄県立名護高等学校附属桜中学校を設置する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例

沖縄県学校職員定数条例（昭和47年沖縄県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第2条の表県立高等学校の項中「4,034人」を「4,006人」に改め、同表県立特別支援学校の項中「1,851人」を「1,922人」に改め、同表県立中学校の項中「49人」を「50人」に改め、同表市町村立小学校及び中学校の項中「10,482人」を「10,813人」に改め、同表合計の項中「16,416人」を「16,791人」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年2月15日提出

沖縄県知事 玉城康裕

理 由

児童生徒数の増減等により、学校職員の定数を改める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

沖縄県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成24年沖縄県条例第41号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（市町村が処理する事務の範囲等）

第2条 市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員に係る沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号）に規定する扶養手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当について、沖縄県人事委員会規則で定めるこれらの手当の支給に関する事務であつて別に沖縄県教育委員会規則で定めるものは、市町村が処理することとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年8月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際改正後の第2条に規定する事務に係る沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号）及び沖縄県人事委員会規則（以下「条例等」という。）の規定により沖縄県教育委員会がした認定その他の行為で現にその効力を有するもののうち、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後において多良間村の教育委員会、竹富町の教育委員会又は与那国町の教育委員会が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における条例等の適用については、それぞれ多良間村の教育委員会、竹富町の教育委員会又は与那国町の教育委員会がした認定その他の行為とみなす。

3 施行日前に条例等の規定により沖縄県教育委員会に対してなされた届出で、施行日以後において多良間村の教育委員会、竹富町の教育委員会又は与那国町の教育委員会が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における条例等の適用については、それぞれ多良間村の教育委員会、竹富町の教育委員会又は与那国町の教育委員会

員会に対してなされた届出とみなす。

令和4年2月15日提出

沖縄県知事 玉城康裕

理由

沖縄県職員の給与に関する条例及び沖縄県人事委員会規則に基づく町村立学校教職員の扶養手当の認定に関する事務等沖縄県教育委員会の権限に属する事務の一部を、権限移譲の協議が調った町村が処理することとする必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

沖縄県警察関係手数料条例（昭和47年沖縄県条例第29号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「又は第10号」を「、第10号又は第14号」に改める。

別表第8銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項、第4条の4第1項、第6条第1項、第7条第1項及び第2項並びに第7条の3第2項の規定に基づく銃砲等又は刀剣類の所持の

許可に関する事務の項中 「1,800円」 を 「1,600円」 に改める。」

別表第9第1項の表認知機能検査手数料の項中「750円」を「1,050円」に改め、同項の次に次のように加える。

運転技能検査手数料		3,550円
-----------	--	--------

別表第9第1項の表講習手数料の項中

小型特殊自動車免 許以外の第一種運 転免許又は第二種 運転免許を受けて いる者に対する講 習（道交法第97条 の2第1項第3号 イ、第101条の4 第2項又は第101 条の7第4項の規 定により認知機能 検査の結果に基づ いて行うものを除 く。）	5,100円
小型特殊自動車免	5,100円（当該認

許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習（道交法第97条の2第1項第3号イ又は第101条の4第2項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。）	知機能検査の結果が認知症のおそれがあることその他認知機能が低下しているおそれがあることを示すものとして道路交通法施行規則（昭和35年總理府令第60号。以下「道交法施行規則」という。）第39条で定める基準に該当するものにあっては、7,950円）	「道交法第71条の5第3項に規定する普通自動車対応免許（以下この表において「普通自動車対応免許」という。）を受けている者（道交法第97条の2第1項第3号イ及びハに掲げる者並びに道交法第101条の4第3項の規定の適用を受ける者を除く。）に対する講習」	6,450円
小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習（道交法第101条の7第4項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。）	5,800円	普通自動車対応免許を受けている者（道交法第97条の2第1項第3号イ若しくはハに掲げる者又は道交法第101条の4第3項の規定の適用を受ける者に限る。）又は第一種運転免許若しくは第二種運転免許であって普通自動車対応免許以外のもののみを受けている者に対する講習	2,900円
小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習（道交法第97条の2第1項第3号イ、第101条の4第2項又は第101条の7第4項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものを除く。）	2,250円		

小型特殊自動車免 許のみを受けてい る者に対する講習 (道交法第97条の 2 第1項第3号イ 又は第101条の4 第2項の規定によ り認知機能検査の 結果に基づいて行 うものに限る。)	2,250円（当該認 知機能検査の結果 が認知症のおそれ があることその他 の認知機能が低下 しているおそれが あることを示すも のとして道交法施 行規則第39条で定 める基準に該当す るものにあって は、4,450円）
小型特殊自動車免 許のみを受けてい る者に対する講習 (道交法第101条 の7第4項の規定 により認知機能検 査の結果に基づい て行うものに限 る。)	2,350円

「道交法第108条の2第1項第14号に掲げる
講習」を

「道交法第108
講習」
「道交法第108
講習」

条の2第1項第14号に掲げる 講習	講習1時間につい て2,250円
条の2第1項第15号に掲げる 講習	講習1時間につい て2,000円

に改める。

附 則

この条例中別表第8の改正規定は令和4年4月1日から、第5条及び別表第9の改正規定は令和4年5月13日から施行する。

令和4年2月15日提出

沖縄県知事 玉城康裕

理 由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、許可証書換え手数料の額を改めるほか、道路交通法の一部改正に伴い、運転技能検査手数料の額を定める等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

沖縄県風俗案内業の規制に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県風俗案内業の規制に関する条例（平成24年沖縄県条例第48号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号を次のように改める。

(6) 青少年 18歳に満たない者をいう。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和4年2月15日提出

沖縄県知事 玉城康裕

理 由

民法の一部が改正され、成年年齢が引き下げられるとともに、女性の婚姻開始年齢が引き上げられること等を踏まえ、青少年の定義を改める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

沖縄県青少年によるテレホンクラブ等営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県青少年によるテレホンクラブ等営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例（平成13年沖縄県条例第55号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「小学校就学の始期から満18歳に達するまでの」を「18歳に満たない」に改め、「（婚姻した女子を除く。）」を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第2条第1号の改正規定（「小学校就学の始期から満18歳に達するまでの」を「18歳に満たない」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

令和4年2月15日提出

沖縄県知事 玉城康裕

理 由

民法の一部が改正され、成年年齢が引き下げられるとともに、女性の婚姻開始年齢が引き上げられること等を踏まえ、青少年の定義を改める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

乙第30号議案

工事請負契約についての議決内容の一部変更について

令和元年第5回沖縄県議会（定例会）で乙第11号議案をもって議決された工事請負契約に係る議決内容の一部を次のように変更する。

契約金額中「1,515,580,000円」を「1,493,138,900円」に変更する。

令和4年2月15日提出

沖縄県知事 玉城康裕

理由

県道20号線（泡瀬工区）橋梁整備工事（上部工その2）の設計の一部変更に伴い契約金額を変更しようとするものである。

これが、この議案を提出する理由である。

乙第31号議案

工事請負契約についての議決内容の一部変更について

令和2年第6回沖縄県議会（定例会）で乙第5号議案をもって議決された工事請負契約に係る議決内容の一部を次のように変更する。

契約金額中「1,978,900,000円」を「2,037,384,800円」に変更する。

令和4年2月15日提出

沖縄県知事 玉城康裕

理由

県道20号線（泡瀬工区）橋梁整備工事（上部工その4）の設計の一部変更に伴い契約金額を変更しようとするものである。

これが、この議案を提出する理由である。

乙第32号議案

工事請負契約についての議決内容の一部変更について

令和3年第1回沖縄県議会（定例会）で乙第22号議案をもって議決された工事請負契約に係る議決内容の一部を次のように変更する。

契約金額中「1,437,191,800円」を「1,529,360,800円」に変更する。

令和4年2月15日提出

沖縄県知事 玉城康裕

理由

陽明高校校舎改築工事（建築1工区）の設計の一部変更に伴い契約金額を変更しようとするものである。

これが、この議案を提出する理由である。

乙第33号議案

工事請負契約についての議決内容の一部変更について

令和3年第1回沖縄県議会（定例会）で乙第23号議案をもって議決された工事請負契約に係る議決内容の一部を次のように変更する。

契約金額中「1,038,840,000円」を「1,058,970,000円」に変更する。

令和4年2月15日提出

沖縄県知事 玉城康裕

理由

陽明高校校舎改築工事（建築2工区）の設計の一部変更に伴い契約金額を変更しようとするものである。

これが、この議案を提出する理由である。

訴えの提起について

次のように訴えの提起をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

1 事件名 建物明渡等請求事件

2 事件の概要 沖縄県は、県営住宅の家賃を長期にわたって滞納している入居者等に対して、家賃の納入又は県営住宅の明渡しを再三にわたり請求してきたが、当該入居者等がこれに応じないため、那覇地方裁判所に提訴するものである。

3 当事者 原告 那覇市泉崎1丁目2番2号

沖縄県

被告 別表のとおり

4 請求の趣旨

(1) 被告らは、原告に対し、被告らの入居している県営住宅を明け渡せ。

(2) 被告らは、原告に対し、被告らの入居している県営住宅を明け渡すべき日までの家賃で未納のもの及び明け渡すべき日の翌日から明渡しの日までの期間について近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額（入居者以外の者にあっては、近傍同種の住宅の家賃の額に相当する額）の損害賠償金を支払え。

(3) 訴訟費用は、被告らの負担とする。

との判決及び仮執行の宣言を求める。

5 訴訟遂行の方針 必要がある場合は、上訴し、又は和解するものとする。

令和4年2月15日提出

沖縄県知事 玉城康裕

理由

建物明渡等請求事件について訴えを提起するには、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

別表

	入居者等の住所	入居者等の氏名
1		
2		
3		
4		
5		
6		

財産損傷事故に関する和解等について

財産損傷事故に関する和解及び損害賠償の額について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

- 1 事 故 名 北部職員住宅（宇茂佐団地）において県が設置した電気設備の故障による入居者の財産損傷事故
- 2 当 事 者 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県
[REDACTED]
- 3 事故発生年月日 令和3年11月3日
- 4 事故発生場所 [REDACTED]
- 5 損 害 賠 償 額 25,000円
- 6 和 解 内 容 別紙のとおり

令和4年2月15日提出

沖縄県知事 玉城康裕

理 由

財産損傷事故について和解をし、及び損害賠償の額を定めるためには、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

和解内容

甲 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県

乙 [REDACTED]

上記当事者間において、北部職員住宅（字茂佐団地）において県が設置した電気設備の故障による入居者の財産損傷事故について、次のとおり和解する。

- 1 甲は、本件事故に係る電気設備の設置又は保存に瑕疵があったことを認め、本件事故による一切の損害賠償金として、乙に対し総額25,000円の支払義務があることを認める。
- 2 甲は、沖縄県議会の議決があった日から2か月以内に、損害賠償金を乙に支払う。
- 3 甲と乙は、本件事故に関し、以上に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを確認する。

乙第36号議案

車両損傷事故に関する和解等について

車両損傷事故に関する和解及び損害賠償の額について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

1 事 故 名 名護漁港において県が設置した側溝による車両損傷事故

2 当 事 者 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県
[REDACTED]

3 事故発生年月日 令和3年11月7日

4 事故発生場所 名護市城三丁目4番名護漁港内（名護漁港臨港道路）

5 損 害 賠 償 額 13,376円

6 和 解 内 容 別紙のとおり

令和4年2月15日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

車両損傷事故について和解をし、及び損害賠償の額を定めるためには、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

和解内容

甲 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県

乙 [REDACTED]

上記当事者間において、名護漁港において県が設置した側溝による車両損傷事故について、次のとおり和解する。

- 1 甲は、本件事故に係る側溝の設置又は管理に瑕疵があったことを認め、本件事故による一切の損害賠償金として、乙に対し総額13,376円の支払義務があることを認める。
- 2 乙は、甲が支払うべき前項の損害賠償金が賠償責任保険により既に乙に対し支払われたことを認める。
- 3 甲と乙は、本件事故に関し、以上に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを確認する。

車両損傷事故に関する和解等について

車両損傷事故に関する和解及び損害賠償の額について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

- 1 事 故 名 海野漁港物揚場において県が設置したグレーチングによる車両損傷事故
- 2 当 事 者 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県
[REDACTED]
- 3 事故発生年月日 令和3年11月15日
- 4 事故発生場所 南城市知念字海野1番地7 知念漁民研修センター先路上（海野漁港物揚場）
- 5 損 害 賠 償 額 27,742円
- 6 和 解 内 容 別紙のとおり

令和4年2月15日提出

沖縄県知事 玉城康裕

理 由

車両損傷事故について和解をし、及び損害賠償の額を定めるためには、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

和解内容

甲 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県

乙 [REDACTED]

上記当事者間において、海野漁港物揚場において県が設置したグレーチングによる車両損傷事故について、次のとおり和解する。

- 1 甲は、本件事故に係るグレーチングの設置又は管理に瑕疵があったことを認め、本件事故による一切の損害賠償金として、乙に対し総額27,742円の支払義務があることを認める。
- 2 甲は、沖縄県議会の議決があった日から2か月以内に、前項の損害賠償金を乙に支払う。
- 3 甲と乙は、本件事故に関し、以上に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを確認する。

損害賠償請求事件の和解等について

損害賠償請求事件の和解及び損害賠償の額について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

1 事件名 損害賠償請求事件（那覇地方裁判所令和2年（ワ）第283号）

2 和解当事者 原告 [REDACTED]

被告 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県

3 損害賠償額 2,000,000円

4 和解内容 別紙のとおり

令和4年2月15日提出

沖縄県知事 玉城康裕

理由

係争中の訴訟事件について和解をし、及び損害賠償の額を定めるためには、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

和解内容

和解当事者

原告 [REDACTED]

被告 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県

和解条項

- 1 被告は、原告に対し、本件解決金として、2,000,000円の支払義務があることを認める。
- 2 被告は、原告に対し、前項の金員を、令和4年6月30日限り、原告の指定する銀行口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は、被告の負担とする。
- 3 原告は、その余の請求を放棄する。
- 4 原告及び被告は、原告と被告の間には、本件に関し、本和解条項に定めるもの之外に何らの債権債務が存在しないことを相互に確認する。
- 5 訴訟費用は、各自の負担とする。

損害賠償の額の決定について

医療事故に関する損害賠償の額について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項並びに地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条第2項及び沖縄県病院事業の設置等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第35号）第8条の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

1 事 故 名 県立南部医療センター・こども医療センターにおいて脳腫瘍を見落とし、その後患者が死亡した医療事故

2 当 事 者 損害賠償請求者


損害賠償支払者

那覇市泉崎1丁目2番2号

沖縄県

3 事故発生年月日 平成28年2月1日

4 事故発生場所 南風原町字新川118番地1
沖縄県立南部医療センター・こども医療センター

5 損 害 賠 償 額 6,500,000円

令和4年2月15日提出

沖縄県知事 玉城康裕

理 由

病院事業の業務に関し法律上県の義務に属する損害賠償の額を定めるためには、地方自治法第96条第1項並びに地方公営企業法第40条第2項及び沖縄県病院事業の設置等に関する条例第8条の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

包括外部監査契約の締結について

次のように包括外部監査契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により議会の議決を求める。

1 契約の目的 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告

2 契約の期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

3 契約の金額 10,713,000円を上限とする額

4 契約の相手方 住所 [REDACTED]

氏名 宮里猛

資格 弁護士

令和4年2月15日提出

沖縄県知事 玉城康裕

理由

包括外部監査契約の締結については、地方自治法第252条の36第1項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

公立大学法人沖縄県立看護大学の中期目標を定めることについて

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第25条第1項の規定により公立大学法人沖縄県立看護大学の中期目標を定めることについて、同条第3項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

公立大学法人沖縄県立看護大学中期目標

沖縄県立看護大学（以下「大学」という。）は、平成11年に開学して以降、医療資源の少ない離島、へき地等を含めた活動の場において、必要な看護を自ら考え県民の期待に応えうる質の高い看護職者の育成を図ってきたところである。

近年、急速に進む少子高齢化に加え、がん、循環器疾患等の生活習慣病の増加、疾病構造の変化、新興感染症の対応、医療技術の進歩等、保健医療を取り巻く環境は大きく変化し、看護職者の活動は様々な地域や分野に広がっている。

このような状況の中、公立大学法人沖縄県立看護大学（以下「法人」という。）においては、国際連合で採択され沖縄県も推進する持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けて、その理念である「誰一人取り残さない」持続可能な共生社会の実現を目指し、沖縄県の持続的発展の原動力としての役割を果たしていく必要がある。

沖縄県は、法人が公立大学法人沖縄県立看護大学定款で定める設置目的を達成できるよう、次のとおり中期目標を定める。

第1 基本目標

法人は、沖縄の地理、歴史及び文化、看護を取り巻く状況、社会的要請、グローバル時代における人々の健康上のニーズ等を踏まえ、保健、医療及び福祉の分野において質の高い看護職者の育成を図り、看護の教育、研究及び実践の中核的機関として看護実践及び学術的発展に寄与し、人々の健康と福祉への貢献を目指す。

第2 中期目標の期間及び教育研究上の基本組織

1 中期目標の期間

中期目標の期間は、令和4年4月1日から令和10年3月31日までの6年間とする。

2 教育研究上の基本組織

中期目標を達成するため、教育研究上の基本組織として、次のとおり学部、研究科及び別科を置く。

学部	看護学部
研究科	保健看護学研究科
別科	助産専攻

第3 中期目標の期間において達成すべき目標

1 大学の教育研究等の質の向上に関する目標

(1) 教育に関する目標

生命の尊厳を重んずる豊かな人間性を養い、多様化かつ国際化の進む社会で幅広い視野を持ち、看護を科学的に実践できる看護職者を育成する。

ア 質の高い人材の育成

(ア) 学部では、広い視野を持ち、多様な対象及び地域で柔軟に対応しながら保健看護の役割を包括的に担える看護人材を育成する。

(イ) 研究科では、社会の要請に対応できる指導的役割を担う看護職者を育成するとともに、高度な看護の実践者、看護管理者、看護教育者及び研究活動によって新しい看護学の知識の創出に貢献する研究者等を養成する。

(ウ) 別科では、沖縄県における母子保健医療分野の課題解決に広い視野から主体的に取り組み、多職種との連携及び協働を図り、専門職として沖縄県の母子保健医療の質の向上に貢献できる助産師を育成する。

イ 教育の充実

教育内容は、大学の教育目標、学位授与方針、教育課程編成及び実施方針に沿った内容とする。また、ＩＣＴの活用その他の多様な教育方法の成果を見極めながら、学生の主体的な学びを促進する。

ウ 学生の確保

大学の教育の特徴及び学生受入方針を受験生等に積極的に情報発信し、受入方針に沿った入学生を公平かつ安定的に確保する。

エ 教育の実施体制等の強化

(7) 看護教育の高度化に伴う多様な人材育成に対応できる柔軟な教員組織の構築を進めるとともに、そのために必要な人材の確保と育成に取り組む。また、教員の教育力を高めるための計画的かつ組織的な取組を行う。

(8) 大学の教育としての質の保証の必要性及び保健医療福祉分野の研究の進展並びに時代の変化及び社会の要請等を踏まえ、学生の学習意欲や教育効果を高めるため、教育の実施体制の充実を図るとともに必要に応じて見直しを行う。

オ 学生の支援体制の拡充

学修、課外活動、健康管理、経済的問題及び就職活動を一元的に支援する活動拠点の整備等、学生が学修に専念し、安定した学生生活を過ごせるよう、学生の支援体制を拡充する。

(2) 研究に関する目標

ア 研究内容及び研究の推進等

(7) 地域に根ざした保健看護の研究拠点として、実践の中から研究課題を見出し、研究成果を実践で検証し、及び教育に反映させるという循環を意識した研究を行い、保健、医療及び福祉の向上と学術の発展に寄与する。

(8) 各教員の専門分野に関する研究のほか、沖縄県の地域特性を活用した島嶼保健看護に関する研究に領域を超えて積極的に取り組む。

(9) 研究の推進にあたっては外部研究資金の獲得及び産学官との連携による研究基盤の充実を図るとともに、大学及び教員個々の研究活動及び研究成果を可視化し研究活動を活性化する。

イ 研究実施体制等の整備

(7) 研究活動を活性化するため、大学として重点的に取り組む研究課題に対して、研究資源を適切に配分することにより研究実施体制を整え、研究時間を確保するなど、研究環境を整備する。

(8) 研究活動及び学習活動を支える図書館の研究支援機能及び情報システム管理機能を拡充し、研究及び学習支援の拠点を整備する。

(3) 地域貢献等に関する目標

ア 地域貢献等の拡充

大学の資源と地域のニーズをつなげ、沖縄県が抱える課題解決に向けた事業及び地域の看護職者との共同研究やリカレント教育などの社会貢献活動を行うこと

もに、特に島嶼地域に関しては、看護職者の人材育成及び人材確保が有機的に連携し、好循環をつくるよう取り組む拠点を整備する。

イ 国際交流の推進

沖縄の地理的、歴史的、文化的な背景を踏まえ、アジア太平洋地域等との相互交流を通して、学生及び教職員の国際的視野を広げ、多様性の理解及び教育研究能力の向上を目指す。

ウ 沖縄県及び関係機関との連携

県の保健医療分野での課題解決に協働して取り組むため、沖縄県及び関係機関との連携を密に行い心豊かで安全かつ安心に暮らせる社会の実現に寄与する。

2 業務運営の改善及び効率化に関する目標

(1) 法人運営の改善に関する目標

ア 大学運営の効果的な実施

大学の教育研究活動を効果的に実施するため、理事長の責任と権限の下、効率的、効果的及び機動的な大学運営を行う。

イ 業務等の見直し

業務内容、事務組織及び教育研究組織については、社会のニーズ及び時代的な背景を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。

ウ 多様な観点による大学運営の実施

大学運営に当たっては、大学運営に関し優れた見識を有する者の意見を積極的に取り入れ、多様な観点を踏まえた運営を行う。

(2) 人材確保及び育成に関する目標

ア 教職員の確保及び育成

教育研究の質の向上及び円滑で自立的な法人運営を図るため、教職員の採用基準及び評価基準を定め、適切な運用を行うことにより、優秀な教職員を積極的に確保し、計画的に育成する。

イ 研修の実施

中長期的な研修制度を整備し、人事交流による教職員の育成に努める。

ウ 人事制度の構築

適正な人事管理体制及び公平かつ客観的な評価制度を構築することにより人事の適正化を図る。

(3) 事務等の効率化及び合理化に関する目標

事務組織及び事務処理方法について定期的に見直しを行い、事務の効率化及び合理化を図るとともに法令に基づく監査に加え、法人独自の監査を行う等、効率性及び透明性の高い適正な業務運営を行う。

3 財務内容の改善に関する目標

(1) 自己収入及び外部資金の確保に関する目標

安定した経営基盤を確立するため、授業料等の学生納付金を確保するとともに、外部研究資金、産学官連携事業、受託事業等の外部資金の獲得に積極的に取り組む。

(2) 経費の執行に関する目標

大学における教育研究に配慮しつつ、組織運営の効率化等を図るため、役員及び教職員がコスト意識を持ち、予算の効率的な執行、業務の簡素化及び合理化、契約方法の見直し等の業務改善を行うとともに、適正な人員配置等により、経費削減に努める。

(3) 資産の管理及び活用に関する目標

ア 資産の管理及び活用

法人が保有する資産については、実態を常に把握し、及び分析し、適正に管理するとともに、安全かつ有効な活用を行う。

イ 施設の管理

施設については、沖縄県立看護大学個別施設計画に基づき、適正に管理する。

4 自己点検、評価及び情報管理に関する目標

(1) 自己点検及び評価の実施に関する目標

大学の教育研究活動及び法人経営について、中期目標、中期計画及び年度計画の進捗状況を把握し、大学機関別認証評価その他の第三者評価も活用した自己点検及び評価を行い、改善に取り組む。

(2) 情報公開の推進等に関する目標

大学運営の透明性の確保及び説明責任を果たすため、情報公開のための体制を整備し、法人及び大学に関する情報を積極的に発信するとともに、戦略的な広報活動を展開し、情報公開の状況を適宜評価し、及び必要に応じて改善を行う。

5 その他業務運営に関する重要目標

(1) 大学の安全衛生管理に関する目標

安全衛生管理体制を構築することにより、学生及び教職員が安全に安心して教育研究に取り組むことができる環境及び教職員が安全に安心して働くことができる環境を確保する。

(2) 危機管理に関する目標

災害、事故、犯罪、新興感染症等の事象に応じ迅速かつ適切に対応するための組織体制を構築し、学生及び教職員の安全を確保する。

(3) 施設設備の整備及び活用等に関する目標

良好な教育研究環境を保持するため、大学施設の老朽化対策、計画的な維持管理等、中長期的な視点に立った施設マネジメントを実施するとともに、キャンパスの効率的な活用を検討する。

(4) 人権の尊重に関する目標

全てのハラスメント行為その他の人権侵害行為を防止し、発生後の適切な対応を確保するため、体制の構築及び見直しを行い、人権尊重に対する役員、教職員及び学生の意識向上を図るとともに、合理的な配慮が必要な学生、教職員等については、適切な対応を行う。

(5) 法令遵守に関する目標

法令等に基づく教育研究活動及び法人運営を行い、役員、教職員及び学生に法令遵守を徹底させる。

令和4年2月15日提出

沖縄県知事 玉城康裕

理由

公立大学法人沖縄県立看護大学の中期目標を定めるには、地方独立行政法人法第25条第3項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

乙第42号議案

副知事の選任について

下記の者を沖縄県副知事に選任したいので、議会の同意を求める。

記

住 所 [REDACTED]
氏 名 池 田 竹 州
生年月日 [REDACTED]

令和4年2月15日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

副知事の選任については、地方自治法第162条の規定により議会の同意を得る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

乙第43号議案

沖縄県教育委員会教育長の任命について

下記の者を沖縄県教育委員会教育長に任命したいので、議会の同意を求める。

記

住 所 [REDACTED]

氏 名 半 嶺 満

生年月日 [REDACTED]

令和4年2月15日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

教育委員会教育長が令和4年3月31日に任期満了するので、その後任を任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を得る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

